

水俣市人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数に関する状況

(人)

(人)

令和6年4月1日現在 の職員数 A	令和6年4月2日～翌年5月1日の異動 退 職 B	採 用 C	令和7年4月1日 現在の職員数 A-B+C
681	45	54	690

(参考) 5年前・10年前の職員数	
令和2年4月1日現在	平成27年4月1日現在
707	672

(2) 職員採用の状況

(人)

区 分		試験区分	令和5年4月2日～ 翌年4月1日の採用	令和6年4月2日～ 翌年4月1日の採用	増 減
正規の試験	一般行政事務	大卒程度	2	4	2
	一般行政事務	高卒程度	0	1	1
	一般行政事務	民間企業等経験者	2	6	4
	保健師	免許資格職	2	0	▲ 2
	看護師	免許資格職	6	13	7
	薬剤師	免許資格職	1	0	▲ 1
	管理栄養士	免許資格職	2	1	▲ 1
	臨床検査技師	免許資格職	1	0	▲ 1
	理学療法士	免許資格職	1	1	0
	作業療法士	免許資格職	0	1	1
	臨床工学技士	免許資格職	0	1	1
	歯科衛生士	免許資格職	1	0	▲ 1
再任用職員			0	0	0
その他			19	26	7
合 計			37	54	17

※その他については、医療センター医師等の選考採用、国・県からの割愛採用等

(3) 退職者の状況(令和6年4月2日～翌年4月1日の退職)

(人)

区 分	退職者数	備 考
定年退職	1	
定年前早期退職	0	
普通退職	38	
任期満了	3	再任用職員・任期付職員
退職手当を支給されない者	3	人事交流
合 計	45	

(4) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

(人)

区 分		職員数		増 減	主な増減理由
		令和6年度	令和7年度		
一般	議会	4	4	0	
	総務企画	80	81	1	育児休業者の増員
	税務	19	17	▲ 2	減員分不補充
	民生	33	35	2	業務増による増員
	衛生	27	27	0	
	農林水産	17	17	0	
	商工	14	14	0	
	土木	22	23	1	
	小 計	216	218	2	
特別行政	教育	28	28	0	
公営企業等	病院	404	411	7	採用者の増員
	水道	10	9	▲ 1	組織機構見直しによる減員
	下水道	6	6	0	
	その他	17	18	1	
	小 計	437	444	7	
合 計		681	690	9	

(5)職務上の地位別職員数(各年4月1日現在)

(人)

区 分	令和6年度		令和7年度		増 減	
	職員数	うち女性	職員数	うち女性	職員数	うち女性
部長級	2	0	2	0	0	0
部次長級	2	1	0	0	▲ 2	▲ 1
課長級	21	2	24	3	3	1
課長補佐級	38	7	35	6	▲ 3	▲ 1
係長級	88	35	91	34	3	▲ 1
その他の職員	76	35	74	35	▲ 2	0
合計	227	80	226	78	▲ 1	▲ 2

※職員数は、給与実態調査における一般行政職の数

2 職員の人事評価の状況

評価項目	能力評価	実績評価
評価時期	毎年3月	毎年3月
活用分野	人材育成・昇任等	

3 職員給の状況(普通会計決算)

(1)職員給与費の状況(普通会計決算額)

区 分	職員数	給与費(退職手当を除く)				1人当たり 給与費(B)/(A)
	(A)	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
令和6年度	244人	848,347千円	116,885千円	374,198千円	1,339,430千円	5,489千円

※「地方財政状況調査表」報告数値による

(2)職員の平均給与及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	324,100円	361,200円	44歳6ヵ月

※平均給与には期末・勤勉手当は含まない

(3)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		水俣市	国
一 般 行政職	大学卒	220,000円	220,000円
	短大卒	204,400円	204,400円
	高校卒	188,000円	188,000円

(4)職員の経験年数別・学歴別給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,400円	300,100円	345,700円
	高校卒	246,200円	276,400円	300,100円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している年数をいいます。

(5)一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

(人)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	係長 主任	課長補佐 室長 主幹	部次長 課長 局長	部長	
職員数(人)	20	31	43	60	31	23	1	209
構成比(%)	9.6	14.8	20.6	28.7	14.8	11.0	0.5	100

※再任用職員を除く

(6)職員手当の状況(令和6年度)

区 分	水俣市			国
期末手当 勤勉手当 []は特定 管理職員		期末手当	勤勉手当	同じ
	6月期	1.225月分 [1.025月分]	1.025月分 [1.225月分]	
	12月期	1.275月分 [1.075月分]	1.075月分 [1.275月分]	
	計	2.5月分 [2.1月分]	2.1月分 [2.5月分]	
扶養手当	配偶者 6,500円 子 1人10,000円 その他の親族 1人6,500円			同じ
通勤手当	自動車等を利用する場合 距離に応じて2,000円～24,400円を支給 交通機関等を利用する場合 1月当り150,000円を限度として支給			一部 異なる
住居手当	借家の場合 家賃額に応じて28,000円を限度に支給			同じ
地域手当	生活費の高い地域に勤務する職員に支給 東京都特別区 20%			異なる
特殊勤務手当 (主なもの)	税務手当 賦課、徴収事務 月額4,000円 出張による滞納処分 日額200円 感染症防疫作業手当 日額200円 行旅病人同死亡人取扱手当 行旅病人収容作業 日額1,000円 行旅死亡人収容作業 日額2,000円 福祉業務手当 日額200円 清掃手当 日額150円 用地交渉従事手当 日額400円			異なる

(7)退職手当の状況(令和6年度)[全会計]

支給率等	水俣市		国
	自己都合	定年	同じ
勤務20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤務25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤務35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	
その他の 加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%～45%加算)		
平均支給額		9,929千円	

※平均支給額は、令和6度に退職した一般行政職に支給された平均額

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間、休憩時間、週休日の状況

勤務時間	休憩時間	週休日	1日の勤務時間	週の勤務時間
8時30分～17時15分	12時00分～13時00分	土曜日、日曜日	7時間45分	38時間45分

※図書館、資料館等の施設はこれと異なる

(2)休暇制度の概要

休暇の種類		付与要件	付与日数
年次有給休暇		職員の請求時	年20日を限度に付与
病気休暇		職員の負傷・疾病により療養を必要とする場合	必要と認められる期間(90日以内)
特別 休暇 (主な もの)	公民権行使のための休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	国会、裁判所等に出頭するための休暇	裁判員、証人等として国会、裁判所等に出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供のための休暇	骨髄液提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	ボランティア活動に参加する場合	5日以内
	結婚休暇	結婚式等の行事	連続する5日以内
	産前休暇	8週間(多胎妊娠14週間)以内に出産予定	出産日までの請求期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	8週間
	妊娠障害休暇	妊娠中の職員の妊娠障害	9日を超えない範囲
	育児時間休暇	生後満1歳に達しない子の育児	1日2回・それぞれ30分以内
	妻の出産休暇	妻出産時の入院の付き添い等	2日以内
	男性の育児参加休暇	妻の産前6週間、産後8週間中の子の養育	5日以内
	子の看護休暇	中学校就学前の子の看護	5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護休暇	要介護者の短期の介護をする場合	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	忌引き休暇	親族が死亡した場合	親族に応じて1日～10日
	夏期休暇	7月から9月における休暇	5日
組合休暇		許可を得て職員団体の業務に従事	年30日以内(無給)
介護休暇		相当期間、配偶者等の介護を行う場合	連続する6月の期間内

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況 (人)

区分	令和6年度中に新たに 対象となった職員		承認期間			
	うち育児休業 取得者	うち部分休業 取得者	1年以内	1～2年	2～3年	
男性職員	8	2	0	2	0	0
女性職員	25	25	3	16	6	3
計	33	27	3	18	6	3

(2) 修学部分休業の取得状況 (人)

区分	令和6年度中 に対象となっ た職員	承認期間	
		1年以内	1～2年
男性職員	0	0	0
女性職員	0	0	0
計	0	0	0

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況(令和6年度中) (人)

処分の理由	処分の種類	降任	降給	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合		0	0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	9	0	9
職に必要な適格性を欠く場合		0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合		0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0	0
計		0	0	9	0	9

※分限処分とは、職員が一定の事由によって職責を果たすことができない場合などに本人の意に反して、不利益な処分をすること

※人数は、延べ人数

(2) 懲戒処分の状況(令和6年度中) (人)

処分の理由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合		0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合		0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合		0	0	0	0	0	0
上記処分に伴う管理職の管理監督責任による場合		0	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0	0

※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及しておこなう不利益処分のこと

※人数は、延べ人数

7 職員の服務の状況

(1) 服務に関する基本的原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力をあげて職務に専念しなければならない基本基準のほか、次のような義務が定められています。

- ①法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- ②信用失墜行為の禁止
- ③秘密を守る義務
- ④職務に専念する義務
- ⑤政治行為の制限
- ⑥争議行為の禁止
- ⑦営利企業等の従事制限

8 職員の退職管理の状況

退職時の役職	再就職者数	
	R4退職	R5退職
部長級	0	0

※令和4年度～令和5年度に退職した者のうち、営利企業等に再就職した者の数

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況(令和6年度中の主なもの)

①派遣研修 (人)	
研修名	人数
熊本市市町村職員研修協議会	55
短期派遣研修	4

②庁内研修 (人)	
研修名	人数
障がい者仕事サポーター養成講座研修	29
若手職員研修	31

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況

区 分	概 要	
共済制度	熊本市市町村職員共済組合の制度による	
健康診断	定期健康診断(人間ドック受診者を除く全職員)	
	短期人間ドック	
	情報機器作業に関する検診	
	腹部超音波健診	
互助会組織	名称	水俣市職員互助会
	加入者	常勤の特別職、一般職員
	主たる事業	冠婚葬祭時の給付、互助会員の福利厚生
	主たる財源	職員の会費

(2) 公務災害等の発生状況(令和6年度)

種 類	認定件数
通勤災害	0
公務災害	4

(3) 利益保護の状況

内 容	件 数	処理の状況
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求	0	
職員の対する不利益な処分についての不服申し立て	0	